

一般財団法人 香川県交通安全協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人香川県交通安全協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を香川県高松市郷東町 142 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、交通の安全と円滑を促進するため、関係機関と協力して交通秩序の確立に努め、交通
道徳の向上と交通事故の防止に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 交通安全思想の普及・啓発を図るための各種交通安全教育事業
- (2) 交通事故防止等のための広報啓発活動など香川県交通安全活動推進センターとして行う事業
- (3) 交通安全功労者等の表彰に関する事業
- (4) 行政機関等からの指定又は委託を受けて行う事業
- (5) 運転免許センターへの来庁者に対する便宜供与のために行う事業
- (6) 香川県証紙の売り捌きに関する事業
- (7) 各地区交通安全協会(以下「地区協会」という。)との連絡調整及び協同して行う事業
- (8) 香川県運転免許試験車等の貸し付けに関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 協会の資産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第6条 本協会の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産をいう。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事会構成員総数の4分の3以上の議決及び評議員会の承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第8条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

2 基本財産のうち、現金は銀行など確実な金融機関に預け入れ、又は国債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 本協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(余剰金の処分)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第11条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事業計画及び予算)

第12条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第13条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款を事務所に備え置くものとする。

第4章 会 員

(会 員)

第14条 本協会の会員は、次のとおりとする。

(1) 普通会员 県内に居住する運転免許保有者で、本協会の目的に賛同し入会したもの

(2) 特別会員 地区協会で、本協会の目的に賛同して入会したもの

(3) 賛助会員 本協会の目的に賛同する個人又は団体で、理事会の承認を得たもの

- (4) 名誉会員 学識経験がある者又は交通安全について特に功労があった者で、理事会の承認を得たもの

(会員に関する規定)

第15条 会員に関して必要な事項は、理事会において定める会員に関する規定によるものとする。

第5章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第16条 本協会に、評議員12名以上25名以内を置く。

(評議員の選任等)

第17条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を越えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。)

3 評議員は、本協会の理事又は監事を兼ねることはできない。

4 評議員会は、評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

(報酬及び費用の弁償)

第19条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払いすることができる。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分及び除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

- 3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第23条 会長は、評議員会の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中からその都度選出する。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は評議員会の決議に評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第27条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対し、評議員に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第30条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、会長以外の理事のうち4名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第197条において準用する第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事及び監事の選任に当たっては、第17条第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「評議員」とあるのは「理事」又は「監事」と読み替えるものとする。

3 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会において選任する。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表してその業務を執行し、専務理事は、副会長とともに会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、次に定める職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 本協会の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(理事及び監事の任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4 理事及び監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新に選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有するものとする。

(解任)

第35条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第36条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により定める規程による。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
- (3) 本協会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第38条 本協会は、理事の一般法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 本協会は、監事の一般法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第39条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 会長は、理事会の承認を得て、任期を定めて学識経験がある者を顧問に委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、本協会の事業遂行について意見を述べることができる。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 理事会

(構成及び権限)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 本協会の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職
 - (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第41条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的たる事項を示して会長に対して請求があったとき。
 - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して会長に対して請求があったとき。

(招集)

第42条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、原則として理事会の日の1週間前までに各理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第43条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、この定款で特に定めるものを除き、決議について議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第47条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第49条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、会長の諮問機関として専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会の議決によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第17条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第51条 本協会は、基本財産の滅失による本協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 本協会が解散する場合において、残余財産があるときは、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第53条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 前項の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の設立時の代表理事は、遠山建治とする。
- 4 本協会の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

浦野忠信、山内 馨、羽床勝利、佐々木 勇、坂出忠臣、岡田利弘、岡 伸二、川上純一、七條康子、高尾文敏、岩佐 功、川松秋義、宮本宗雄、宮本 光、熊本美文、大比賀郁夫、林 一郎、直井徳正、田中公敏、山下勝久、神藤保義、武川 馨、中野時雄

附則

この定款は、行政庁の認可を得た日(平成24年4月1日)から施行する。

附則

この定款の変更は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この定款の変更は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は平成27年10月1日から施行する。